

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年 9 月 30 日

ウェルビングループ株式会社
(Wellbin Group Co., Ltd.)

代表取締役社長 玉置 義議

埼玉県所沢市坂之下 1 7 番地 1 号

(04) 2951-6233 (代表)

取締役副社長 板倉 公洋

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ウェルビングループ株式会社

<https://www.wellbingroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 5 期中	第 6 期中	第 7 期中	第 5 期	第 6 期
決算年月又は会計期間	自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日	自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日	自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
売上高 (千円)	7, 134, 409	7, 261, 002	8, 941, 062	14, 368, 179	15, 105, 337
経常利益 (千円)	386, 815	369, 209	454, 095	688, 405	656, 436
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	256, 736	240, 077	281, 749	447, 540	464, 034
中間包括利益又は包括利益 (千円)	254, 801	237, 642	283, 238	451, 818	459, 875
純資産額 (千円)	1, 834, 802	2, 249, 262	2, 061, 783	2, 031, 819	1, 871, 494
総資産額 (千円)	7, 253, 067	7, 645, 644	9, 299, 124	7, 187, 973	8, 437, 328
1 株当たり純資産額 (円)	908. 32	1, 113. 50	1, 148. 63	1, 005. 85	1, 028. 29
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	10. 00 (—)	10. 00 (—)
1 株当たり中間 (当期) 純 利益 (円)	127. 10	118. 85	155. 88	221. 55	235. 55
潜在株式調整後 1 株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25. 3	29. 4	22. 2	28. 3	22. 2
自己資本利益率 (%)	14. 8	11. 8	14. 3	24. 4	23. 8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	4. 5	4. 2
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	668, 526	694, 012	575, 813	670, 447	△147, 755
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△55, 770	△522, 385	△97, 705	△497, 051	△823, 517
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△764, 068	146, 156	239, 122	△846, 782	693, 009
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高 (千円)	1, 614, 159	1, 409, 868	1, 531, 051	1, 092, 085	813, 821
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	397 (121)	409 (129)	437 (147)	383 (124)	423 (150)

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第5期中間期、第5期、第6期中間期、第6期、第7期中間期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第5期中間期、第6期中間期及び第7期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
437（147）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
2（―）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の日本経済は、雇用情勢と所得環境の好転に加え、各種政策の効果も相まって、緩慢ながら回復の道を歩んでいます。一方で、グローバル経済の減速が日本の景気回復を阻害する可能性があることに留意が必要です。また、インフレ傾向や金融・資本市場の不安定性など、経済の不確実性要因にも警戒が必要な状況です。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2025年1月から2025年6月までの国内軽自動車登録台数は663,851台（前年同期比117.3%）という結果となりました。

（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおいては、当中間連結会計期間における経営成績が増収増益（営業利益ベース）となり、過去最高を更新致しました。

今後も、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、法令遵守を徹底し、営業活動に注力して参ります。

その結果、当中間連結会計期間における売上高は8,941,062千円（前年同期比23.1%増）、売上総利益1,815,175千円（前年同期比18.7%増）、販売費及び一般管理費1,360,276千円（前年同期比17.2%増）、営業利益は454,898千円（前年同期比23.5%増）、経常利益は454,095千円（前年同期比23.0%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は281,749千円（前年同期比17.4%増）となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,531,051千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、575,813千円の収入（前年同期は694,012千円の収入）となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益の計上448,499千円、前受金の増加額182,312千円、棚卸資産の減少額164,892千円が生じた一方で、前渡金の増加額350,607千円が生じたことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、97,705千円の支出（前年同期は522,385千円の支出）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出75,413千円が生じたことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、239,122千円の収入（前年同期は146,156千円の収入）となりました。これは主として、短期借入金の純増加額300,000千円、長期借入れによる収入154,000千円が生じたこと、長期借入金の返済による支出118,699千円、自己株式の取得による支出74,750千円が生じたことなどによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
自動車販売事業	5,657,646	134.1
自動車整備事業	1,354,765	117.5
保険代理店その他事業	291,717	116.1
ガソリンスタンド事業	1,636,933	99.9
合計	8,941,062	123.1

（注）主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2025 年 3 月 29 日に提出した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviser との契約について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 2 月 28 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る

新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ808,364千円増加（19.3%増）し4,994,502千円となりました。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ53,430千円増加（1.3%増）し4,304,621千円となりました。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ640,497千円増加（13.1%増）し5,537,484千円となりました。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ31,009千円増加（1.9%増）し1,699,856千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ190,288千円増加（10.2%増）し2,061,783千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間の設備投資については、連結子会社の株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車、綿仁株式会社を中心として、75,413千円を投資いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(国内子会社)

2025年6月30日現在

会社名	事業所 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
株式会社 グローバ ンネット	埼玉県 所沢市	本社、店 舗、整備 工場	80,086	37,397	3,138	—	390	121,011	46
株式会社 グローバ ンネット	埼玉県 川越市	店舗、整 備工場	243,659	—	631	561,281	142	805,713	29
株式会社 高須自動 車	埼玉県 さいたま 市見沼区	本社、店 舗、整備 工場	55,859	42,897	56	683,904	—	782,716	73
株式会社 高須自動 車	埼玉県 さいたま 市岩槻区	店舗、整 備工場	380,126	18,018	8,103	—	—	406,247	21
綿仁株式 会社	静岡県 三島市	店舗、整 備工場	157,357	11,388	9,085	247,596	—	425,426	12

(注) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	2,020,000	—	30,000	—	—

(6) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	6	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	135	—	—	20,065	20,200	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.67	—	—	99.33	100	—

(注) 自己株式 225,000 株は「個人その他」に 2,250 単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
玉置 義議	東京都練馬区	1,519,500	84.65
板倉 公洋	東京都練馬区	102,000	5.68
高須 俊久	埼玉県さいたま市見沼区	100,000	5.57
原 敏昭	埼玉県羽生市	40,000	2.23
神杉 卓	埼玉県所沢市	20,000	1.11
ヤマヒロ株式会社	東京都新宿区北新宿4-1-1	6,900	0.38
中村オートパーツ株式会社	東京都練馬区谷原1-22-2	6,600	0.37
計	—	1,795,000	100.00

(注) 上記のほか当社保有の自己株式 225,000 株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 225,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,795,000	17,950	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,020,000	—	—
総株主の議決権	—	17,950	—

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ウェルビングル ープ株式会社	埼玉県所沢市坂 之下 17-1	225,000	—	225,000	11.1
計	—	225,000	—	225,000	11.1

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 最近6月間の売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	813,821	1,531,051
売掛金	198,725	219,351
商品	2,556,592	2,361,322
原材料及び貯蔵品	29,703	23,791
前渡金	435,334	785,941
その他	153,432	74,807
貸倒引当金	△1,472	△1,763
流動資産合計	4,186,137	4,994,502
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,195,008	1,155,600
機械装置及び運搬具（純額）	217,895	253,347
工具、器具及び備品（純額）	45,642	43,382
土地	1,707,149	1,712,846
リース資産（純額）	14,478	13,220
建設仮勘定	-	1,300
有形固定資産合計	3,180,174	3,179,698
無形固定資産		
ソフトウェア	6,115	5,000
のれん	45,684	38,070
その他	1,888	2,094
無形固定資産合計	53,688	45,165
投資その他の資産		
投資有価証券	16,619	15,561
関係会社株式	141,756	141,756
出資金	3,229	6,066
長期貸付金	380,953	392,835
差入保証金	142,599	142,607
保険積立金	218,943	236,712
繰延税金資産	31,355	55,800
その他	81,871	88,417
投資その他の資産合計	※ 1,017,327	※ 1,079,757
固定資産合計	4,251,190	4,304,621
資産合計	8,437,328	9,299,124

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	186,953	183,168
短期借入金	3,300,000	3,600,000
1年内返済予定の長期借入金	217,565	218,147
リース債務	7,630	8,111
未払金	201,073	155,760
未払費用	72,396	72,568
未払法人税等	137,015	192,731
未払消費税等	29,837	105,697
前受金	687,455	869,767
賞与引当金	28,876	100,344
その他	28,183	31,187
流動負債合計	4,896,987	5,537,484
固定負債		
長期借入金	1,652,643	1,687,362
リース債務	6,202	2,493
その他	10,000	10,000
固定負債合計	1,668,846	1,699,856
負債合計	6,565,833	7,237,340
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	399,088	399,088
利益剰余金	2,046,471	2,310,020
自己株式	△600,000	△674,750
株主資本合計	1,875,559	2,064,359
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4,064	△2,575
その他の包括利益累計額合計	△4,064	△2,575
純資産合計	1,871,494	2,061,783
負債純資産合計	8,437,328	9,299,124

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
売上高	7,261,002	8,941,062
売上原価	5,732,212	7,125,886
売上総利益	1,528,790	1,815,175
販売費及び一般管理費	※ 1 1,160,358	※ 1 1,360,276
営業利益	368,431	454,898
営業外収益		
受取利息	7	544
受取配当金	100	105
補助金収入	1,800	3,791
受取保険金	2,457	1,734
匿名組合投資利益	5,525	5,674
その他	10,449	15,080
営業外収益合計	20,339	26,929
営業外費用		
支払利息	15,056	27,170
その他	4,504	561
営業外費用合計	19,561	27,732
経常利益	369,209	454,095
特別損失		
有形固定資産除売却損	※ 2 177	※ 2 1,408
投資有価証券評価損	-	4,188
特別損失合計	177	5,596
税金等調整前中間純利益	369,032	448,499
法人税、住民税及び事業税	153,298	192,826
法人税等調整額	△24,344	△26,076
法人税等合計	128,954	166,750
中間純利益	240,077	281,749
親会社株主に帰属する中間純利益	240,077	281,749

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	240,077	281,749
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,434	1,489
その他の包括利益合計	△2,434	1,489
中間包括利益	237,642	283,238
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	237,642	283,238

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	369,032	448,499
減価償却費	59,491	108,009
のれん償却額	7,614	7,614
有形固定資産除売却損	177	1,408
投資有価証券評価損	-	4,188
補助金収入	△1,800	△3,791
受取保険金	△2,457	△1,734
賞与引当金の増減額 (△は減少)	62,368	71,468
受取利息及び受取配当金	△107	△649
支払利息	15,056	△27,170
売上債権の増減額 (△は増加)	△30,332	20,626
棚卸資産の増減額 (△は増加)	247,614	164,892
前渡金の増減額 (△は増加)	51,119	△350,607
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,563	△3,784
未払金の増減額 (△は減少)	△7,665	△45,313
前受金の増減額 (△は減少)	49,478	182,312
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△43,402	75,859
その他	△13,601	82,081
小計	741,021	733,909
利息及び配当金の受取額	107	649
利息の支払額	△15,056	△27,170
補助金の受取額	1,800	3,791
保険金の受取額	2,457	1,734
法人税等の支払額	△116,504	△137,110
法人税等の還付額	80,187	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	694,012	575,813
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△364,605	△75,413
長期貸付けによる支出	△45,523	△11,881
長期貸付金の回収による収入	5,950	-
子会社株式の取得による支出	△67,970	-
その他	△50,235	△10,411
投資活動によるキャッシュ・フロー	△522,385	△97,705
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	300,000	300,000
長期借入れによる収入	-	154,000
長期借入金の返済による支出	△129,124	△118,699
リース債務の返済による支出	△4,518	△3,227
自己株式の取得による支出	-	△74,750
配当金の支払額	△20,200	△18,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	146,156	239,122
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	317,783	717,230
現金及び現金同等物の期首残高	1,092,085	813,821
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,409,868	※ 1,531,051

【注記事項】
(中間連結貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
投資その他の資産	—	1,480千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料手当	369,598千円	416,274千円
賞与引当金繰入額	47,981	55,065
貸倒引当金繰入額	265	1,771
広告宣伝費	117,293	133,908
退職給付費用	3,363	3,980

※2 有形固定資産除売却損は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
建物附属設備	177千円	1,166千円
リース資産	—	242
合計	177	1,408

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 3 月 28 日 株主総会	普通株式	20,200	利益剰余金	10.00	2023 年 12 月 31 日	2024 年 3 月 28 日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 28 日 株主総会	普通株式	18,200	利益剰余金	10.00	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 28 日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、2025 年 4 月 17 日開催の取締役会決議により、自己株式 25,000 株の取得を行いました。この結果、当中間連結会計期間において、自己株式が 74,750 千円増加しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
現金及び預金勘定	1,409,868 千円	1,531,051 千円
現金及び現金同等物	1,409,868	1,531,051

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
自動車販売事業	4,218,769	5,657,646
自動車整備事業	1,152,805	1,354,765
保険代理店その他事業	251,338	291,717
ガソリンスタンド事業	1,638,089	1,636,933
顧客との契約から生じる収益	7,261,002	8,941,062
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	7,261,002	8,941,062

(表示方法の変更)

油外売上高につきまして、社内管理上の区分変更に伴い 2025 年 12 月期から「保険代理店その他事業」ではなく、「自動車整備事業」の区分として表示しております。それに伴い、過年度の売上高に関しましても、同方針に基づいて組み替えた数値を表示しております。

この結果、前中間連結会計期間の注記において、「保険代理店その他事業」433,332 千円および「自動車整備事業」970,811 千円は、「保険代理店その他事業」251,338 千円および「自動車整備事業」1,152,805 千円として組み替えております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 株当たり中間純利益 (円)	118.85	155.88
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	240,077	281,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	240,077	281,749
普通株式の期中平均株式数(株)	2,020,000	1,807,500

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 9 月 29 日

ウェルビングループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 岩村 豊正
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 相羽 美香子

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。